

## 議案第52号

つくば市印鑑条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和5年6月1日

つくば市長 五十嵐立青

### つくば市印鑑条例の一部を改正する条例

つくば市印鑑条例(平成2年つくば市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「個人番号カード」の次に「(以下「個人番号カード」という。)」を、「平成14年法律第153号」の次に「。以下「公的個人認証法」という。」を加え、「署名用電子証明書が記録されているものに限る。以下同じ」を「個人番号カード用署名用電子証明書が記録されているものに限る」に改める。

第15条の2中「個人番号カード」の次に「(公的個人認証法第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)」を加え、「同条第1号に規定する多機能端末機」を「同条例第2条第1号に規定する多機能端末機(以下「多機能端末機」という。)」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### (提案理由)

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正

に伴い、当該改正箇所を引用している条文があるため、この条例案を提出するものである。



第 1 6 条 (以下略)

第 1 6 条 (以下略)